

第108回定例会

# 下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成30年 3月19日

下北地域広域行政事務組合議会

## 下北地域広域行政事務組合議会第108回定例会会議録

議事日程

平成30年3月19日（月曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 広域行政報告

第4 平成30年度運営方針

第5 議案一括上程、提案理由の説明

第6 一般質問

第7 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第 1号 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（2）議案第 2号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（3）議案第 3号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例

（4）議案第 4号 財産の取得について

（5）議案第 5号 平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

（6）議案第 6号 平成30年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算

（7）報告第 1号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第8 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	原 田 敏 匡	2番	目 時 睦 男
3番	東 健 而	4番	鎌 田 ちよ 子
5番	半 田 義 秋	6番	村 中 徹 也
7番	山 本 留 義	8番	中 村 正 志
9番	野 呂 泰 喜	10番	千代谷 誠
11番	竹 内 弘	12番	相 内 祥 一
13番	南 川 誠 一	14番	相 池 隆 年
15番	中 嶋 茂	16番	田 中 岩 男
17番	山 口 捷 夫	18番	熊 谷 晴 雄
19番	澤 谷 松 大	20番	松 本 光 明
21番	大 瀧 次 男		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	代 表 者	金 澤 満 春
副 管 理 者	越 善 靖 夫	副 管 理 者	富 岡 宏
副 管 理 者	樋 口 秀 視	副 管 理 者	中 谷 純 逸
副 管 理 者	戸 田 衛	参 与	鎌 田 光 治
代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人	会 計 管 理 者	畑 中 秀 樹
監 査 委 員 長	二 本 柳 茂	事 務 局 長	下 山 房 雄
消 防 長	高 橋 聖	事 務 局 次 長	荒 谷 保
事 務 局 次 長	吉 田 真	事 務 局 長	菅 原 賢 一 郎
消 防 本 部 長	櫻 井 以 文	消 防 本 部 長	柳 谷 真 吾
消 防 本 課 部 長	山 口 千 寿	消 防 本 課 部 長	畑 山 勝 利
消 防 本 部 令 長	畑 中 輝 幸	む 消 防 署 長	山 本 義 隆
大 消 防 署 長	中 里 文 俊	大 消 防 署 間 長	川 村 正 明
大 消 防 署 長	甲 睦 雄	東 消 防 署 通 長	西 山 一 登
む 消 防 副 理 署 事	田 中 誠	む 消 防 内 署 防 防 長	川 崎 尚 昌

大消風分  
防浦署  
畑署防長

伊 勢 英 志

大消佐分  
防井署  
間署防長

石 戸 弘 行

事務局職員出席者

総務課  
総括主幹  
総務課

山 中 いづみ  
庭 田 毅

総務課  
総長補佐

上 林 妙 子

## ◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

- 議長（大瀧次男） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第108回定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は21名で定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。

## ◎諸般の報告

- 議長（大瀧次男） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧を願います。以上で諸般の報告を終わります。本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、10番千代谷誠議員及び19番澤谷松大議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 広域行政報告

- 議長（大瀧次男） 次は、日程第3 広域行政報告を行います。管理者の説明を求めます。管理者。（宮下宗一郎管理者登壇）

- 管理者（宮下宗一郎） おはようございます。平成30年1月2日に発生いたしました下北地域一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」における焼却炉一時停止事案につきまして、ご報告いたします。

平成30年1月2日午前8時頃から1号炉でごみ処理を開始したところ、炉内の圧力が通常の運転範囲より高くなったことから、運転マニュアルに従い、点検のため炉の運転を一時停止しました。原因は、酸洗浄塔内に設置されている充填材の詰まりによるもので、炉の温度が下がるのを待って充填材の交換を実施し、1月6日午前9時頃よりごみ処理を再開、その後現在まで順調に稼働しております。

ごみの受け入れにつきましては、例年のとおり年始のこの時期、ごみの搬入量が多くなりましたが、停止期間中は、ごみピットやストックヤードを利用してこれを受け入れ、利用者の皆様には支障のないように対応いたしました。

今後とも適正な運転管理により安全・安心な施設運営を行うよう指導・監督してまいります。

- 議長（大瀧次男） これで広域行政報告の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番山本留義議員。

○7番(山本留義) ただいまアックス・グリーン  
の一時停止事案について管理者から説明がありま  
したけれども、最後のほう、「停止期間中は、ご  
みピットやストックヤードを利用し」という形で  
ありますけれども、私の知っている範囲では、そ  
こに足りず、青森クリーンのほうに移動したとい  
う話を聞いていますけれども、この文言には書い  
ていないのですけれども、どういうことなのでし  
ょうか。

○議長(大瀧次男) 事務局長。

○事務局長(下山房雄) ごみの受け入れにつきま  
しては、利用者の皆様にはアックス・グリーン  
のほうに運んでいただいたと、そういうことで支障  
がないということで報告させていただきました。

山本議員ご指摘のとおり、そのヤードのほう、  
ちょっと余裕がなくなったものですから、アック  
ス・グリーンを管理しておりますアックス・グリ  
ーン・サービスのほうの責任におきまして、青森  
クリーンさんのほうに運ばせていただいたという  
ことでございます。

以上です。

○議長(大瀧次男) 7番山本留義議員。

○7番(山本留義) 今までもこのアックス・グリ  
ーンですけれども、事故がありまして、だからこ  
ういうのをきちっと、丁寧にもうちょっと説明を  
していただくようお願いして終わります。

○議長(大瀧次男) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

これで広域行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 平成30年度運営方針

○議長(大瀧次男) 次は、日程第4 平成30年度  
運営方針を行います。

管理者の説明を求めます。管理者。

(宮下宗一郎管理者登壇)

○管理者(宮下宗一郎) 下北地域広域行政事務組  
合議会第108回定例会の開会にあたり、平成30年  
度の運営方針について、所信の一端を申し上げ、  
議員各位並びに圏域住民の皆さまのご理解とご協  
力をお願いするものであります。

本年1月22日第196回国会で、安倍内閣総理大  
臣が所信表明の中で、「日本は少子高齢化という  
国難とも呼ぶべき危機に直面している。」と述べ  
られたように、本格的な人口減少社会を迎え、社  
会保障制度をはじめ、人口増加時代に築かれた社  
会システムが転換していく渦中にあります。

また、東北財務局青森財務事務所が発表した1  
月の県内経済情勢報告によれば、景気の基調判断  
は「緩やかに持ち直している」とあります。前回  
報告に比較してほぼ横ばいであるものの、先行き  
については、「各種政策の効果や雇用・所得環境  
の改善により、景気が回復されることが期待され  
る。ただし、海外経済の不確実性に注視する必要  
がある。」としています。しかし、多くの人にと  
って、それほど好景気だとは思えないのが率直な  
ところであります。

このような状況のなか、国は、景気回復に伴う  
地方税の上振れを見込み、自治体に配分する地方  
交付税額を前年度予算比2.0%の減額要求として  
いることから、今後、引き続き、普通交付税の減  
少が予測されます。さらに、少子高齢化に伴う生  
産年齢人口の減少と老年人口の増加により、自主  
財源の根幹となる税収の減少や社会保障費の増加  
が想定され、本組合を構成する市町村は、徹底し  
た事務事業の見直しや効率化を図りながら、歳入  
規模に見合った財政規模への転換が求められ、引  
き続き厳しい財政運営を強いられているものと認  
識しております。

本組合といたしましても、事業内容を精査し経  
費の節減に努めながら効率的な業務執行を行い、

快適な生活環境の保全や圏域住民の安全・安心の確保等、負託されている限られた共同処理事務を着実に遂行していく所存でございます。

それでは、共同処理しております事務につきまして、その施策を申し上げます。

まず、下北文化会館についてであります。当館は、開館から32年が経過し、施設、設備等かなりの劣化が見受けられますが、本年度策定中の「長寿命化計画」に基づき、財政事情を勘案しながら施設の維持管理に万全を期し、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。

なお、当館の管理運営につきましては指定管理者と連携し、施設の適正な管理と利用者へのサービスの向上を図りながら、圏域住民に夢と感動を与える機会を、数多く提供し、芸術文化の向上及び住民負担の向上を推進します。

次に、はまゆり学園についてであります。平成28年度より障がい福祉の更なる充実を図るために指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用したイベント内容の充実や自主事業による入所者数の増加へ向けた取組を進めております。

なお、平成30年度は指定管理期間3年間の最終年にあたり、指定管理期間が満了となりますことから、平成31年度以降の指定管理者選定作業を進めてまいります。

次に、むつ衛生センターについてであります。平成29年度をもって完了する5か年の包括的運転管理業務委託契約については、今後の施設の安定稼働や延命化を図るための大規模修繕などによる費用の増加が見込まれますことから、これまで以上に構成市町村の財政負担の平準化が図られ、修繕費等の効率的運用、長期購買等によるコストの抑制につながる長期契約を、平成30年度を初年度とする10か年契約で締結することとしております。これにより、これまでの経験を基に計画的な維持管理によるし尿及び浄化槽汚泥等の更なる安

定処理を目標として、安全操業に努めてまいります。

次に、アックス・グリーンについてであります。昨年9月に発生した傷害事故、年初めに起こった1号炉の停止などのトラブルがありましたが、幸いにも住民の皆様にはご迷惑を掛けることなく運営することができました。また、その他は大きな故障等も無く施設の維持管理がなされてきましたので、これを更に継続するよう指導・監督に努めてまいります。

また、新ごみ処理施設の建設スケジュールにつきましては、建設予定地の買収が順調に完了する予定であることから、来年度の事業は、今年度に引続き生活環境影響調査業務と新ごみ処理施設に係る基本設計等業務及び事業者選定支援等業務を実施する予定となっております。

これらの業務は、構成市町村及び関係団体との協議、打合せを必要とすることから、今後は、これらの団体と十分な協議等を重ねながら進めていく予定としております。

次に、広域消防についてであります。住民の方々が安心して暮らせる地域社会を維持するため、社会情勢の変化や消防救急需要の動向を見極め、時代に即応した消防体制の確立に努めてまいります。

まず、西通地区防災拠点の要となる新大湊消防署の建設を今年度も引き続き進めてまいります。

次に、予防体制についてであります。火災による死傷者を低減するため、住宅用火災警報器の設置率向上に努めるとともに、経年劣化した住宅用火災報知器につきましては、交換等、維持管理の指導を併せて推進してまいります。

更に、防火対象物及び危険物施設への計画的な立入検査を行うとともに、消防法令違反により危険実態の高い対象物に対して、重点的かつ効果的に違反是正を推進してまいります。

次に、救急体制についてであります。より一層の救命率向上を目指し、救急救命士を計画的に養成するほか、処置範囲の拡大に対応するため、指導救命士支援のもと、救急救命士を含む救急隊員に対する教育指導体制の充実を図るとともに、高規格救急車や高度救命資器材の整備も継続し、救急業務の高度化に努めてまいります。

次に、警防体制についてであります。消防団との連携強化を図り地域の総合的な防災力を向上させることにより、大規模災害への備えのほか、頻発する自然災害や複雑多様化・大規模化する各種災害に対し、安全かつ的確に任務を遂行できる強力な消防体制の確立を目指します。

次に、通信体制についてであります。多様化する119番通報に迅速で的確な聴取を行える通信指令員の対応能力を高める教育を実施し、通報対応能力の向上に努めてまいります。

以上、当組合の運営方針を述べましたが、今後とも、地域住民の福祉の向上と地域発展のために努力してまいりますので、議員並びに圏域住民の皆様には、重ねてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで運営方針の説明を終わります。

#### ◎日程第5 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第6号及び報告第1号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。  
(宮下宗一郎管理者登壇)

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました6議案1報告について、提案理由及び内容の概要

をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、非常勤職員の育児休業に関する規定等を整備するためのものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合職員の給料月額等を改定するためのものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、当組合の消防事務に関する手数料について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 財産の取得についてであります。本案は、下北地域一般廃棄物処理施設整備事業用地を取得するためのものであります。

次に、議案第5号 平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。本案で提案いたします補正予算は、3,975万円の減額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、66億2,886万7,000円となります。

まず、歳出についてであります。各款にわたり給与改定等に伴う人件費と決算見込み等による所要の増減調整をしております。

衛生費では、し尿処理費の各種槽類清掃業務委託等の運転管理に要する経費及びごみ処理施設整備に係る事業費を、また、消防費では、消防本部費の高機能指令センター保守管理業務委託料をそれぞれ減額しております。



次に、歳入についてであります。歳出との関連で関係市町村の負担金を増減調整しております。

また、手数料では、決算見込みにより消防諸手数料を減額しております。

国庫支出金及び組合債では、事業費の確定に伴い、変更を行っております。

また、ごみ処理施設建設事業において、生活環境影響調査業務委託料の減額及び施設整備基本計画等策定業務委託料の増額が必要となったため、継続費の総額及び年割額の変更を行っております。

次に、議案第6号 平成30年度下北地域広域行政事務組一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも59億8,890万7,000円となります。これを平成29年度当初予算と比較しますと、金額では6億9,005万4,000円、伸び率では10.3%の減となっております。

予算総額が減となった主な要因につきましては、歳出では、ごみ処理施設整備事業費で建設用地取得完了により約2億4,770万円の減、大湊署庁舎建設事業費で工事請負費等約4,047万円の減、公債費においてアクセス・グリーン建設に係る償還金の返済完了等約4億830万円の減により、減額となったものです。

一方、歳入では、分担金及び負担金で約3億7,764万円の減、ごみ処理施設整備事業に伴う国庫支出金約1,305万円、大湊署庁舎建設事業に伴う国庫支出金約7,939万円、組合債でごみ処理施設整備事業に伴うもの610万円などを計上しております。

まず、歳出の主なものについてであります。議会費及び総務費には、それぞれの事務に要する経費を計上しております。

文化会館費には、文化会館の指定管理料のほか、施設改修工事等に要する経費を計上しております。

す。

民生費には、はまゆり学園の指定管理料等を計上しております。

衛生費のうち塵芥処理費には、アクセス・グリーンの管理運営に要する経費を、し尿処理費には、むつ衛生センターの管理運営に要する経費を計上しております。

消防費には、消防本部、消防署及び消防分署の事務事業に要する経費のほか、非常備消防費として、むつ市消防団、大間町消防団、風間浦村消防団及び佐井村消防団の事務委託に要する経費を計上しております。

公債費には、組合債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金には、関係市町村の負担金として56億1,801万1,000円を計上しております。これを平成29年度と比較しますと、金額で3億7,764万5,000円、伸び率では6.3%の減となっております。

国庫支出金には、ごみ処理施設整備事業、大湊署庁舎建設事業との関連で国庫補助見込額を計上しております。

繰入金には、財政調整基金から3,100万円を繰入れしております。

諸収入には、非常備消防に係る関係市町村からの受託収入金を計上しております。

組合債には、ごみ処理施設整備事業の関連で借入見込額を計上しております。

次に、報告第1号 専決処分した事項の報告についてであります。本年1月3日にむつ市大畑町で発生した公用自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いておりますことから専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました6議案1報告について、その大要を申し上げましたが、細部

につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書が配付されておりますので、議案熟考の時間はあえて設けません。ご了承ください。

### ◎日程第6 一般質問

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 一般質問を行います。

原田敏匡議員から一般質問の通告を受けておりますので、これを許可いたします。

### ◎原田敏匡議員

○議長（大瀧次男） 原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） 皆様、おはようございます。1番原田敏匡でございます。

下北地域広域行政事務組合第108回定例会において一般質問を行います。管理者並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

1項目めは、下北文化会館について質問いたします。初めに、この質問に関しては、下北文化会館建設の際、事業費の一部を3町4村から負担いただいていることもあり、各町村の首長である副管理者の皆様、そして各町村を代表する組合議員の皆様の意向を十分に尊重した上で行わなければならないところではございますが、経費の全てを負担しているむつ市の財政面、公共施設管理

等を踏まえ、今後どのように向き合うべきかの可能性を探るための質問となりますので、ぜひとも皆様のご理解を賜りたいと思います。

それでは、1点目、下北文化会館の管理をむつ市に移管する考えはないかについてお伺いします。

私が下行の議員となり、初めて下行の一般会計予算を目にしたとき、下北文化会館の負担金をむつ市が100%負担しているのであれば、管理はむつ市でよいのではないかとといった素朴な疑問を抱きました。

昭和60年10月28日の開館当初より下北文化会館に対する負担金は、むつ市が100%負担しており、現状を考えると、その負担率に変わりはないことと考えます。開館から32年が経過し、今後大規模な改修が見込まれることから、将来の改修計画と、それに伴う中長期の財源対策等を考慮すると、下北文化会館の管理を移管し、むつ市が直接行うことも一つの選択肢ではないかと考えます。

また、現在むつ市では、平成28年3月に策定したむつ市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の利用環境の計画的な整備や管理を行うとともに、長寿命化対策、利活用の促進及び統廃合等、総合的かつ統括的に行う公共施設マネジメントを推進しております。この計画では、現状下北文化会館は対象外となっています。むつ市の公共施設を考えた場合、下北文化会館は施設の規模、管理運営費等の財政面、施設の機能等、管理計画に与える影響は大きく、より効率的な施設運営と安定したサービスの提供、そして公共施設マネジメントの推進のためには必要不可欠ではないかと考えます。それがひいては下北圏域住民の交流促進を促し、施設利用の利便性をさらに高めることにつながるのではないのでしょうか。

そこで、むつ市がなぜ負担金の全てを補っているのか、その背景や経緯もあわせ、下北文化会館

の管理をむつ市に移管する考えはないか、管理者のご所見をお伺いします。

2点目は、今年度策定予定の長寿命化計画について質問いたします。今年度の運営方針にも掲げられておりますが、計画はこれから何十年維持していくことを想定して計画されているのか、全体として改修に係る費用、主な改修箇所、また何年度から計画を実施するのか等、現在答えられる範囲で構いませんので、長寿命化計画の策定状況をお伺いします。

2項目めは、広域消防について質問いたします。1点目は、管内消防署の中で築後40年以上経過している施設についてお伺いします。

現在大湊地区の防災拠点である新大湊消防署の建設が進められておりますが、現大湊消防署と同様に築後40年以上経過している管内の施設数と、間もなく築後40年を迎える施設数をお伺いします。

2点目は、住宅用火災警報器の設置率についてお伺いします。総務省から公表された平成28年における火災の状況によると、住宅火災による死者数は885人となり、このうち65歳以上の高齢者は619人と約7割を占めています。今後も高齢化が進展することから、住宅火災による死者の増加が懸念されます。

死に至った経過別死者発生状況は、逃げ遅れが440人と最も多くなっており、火災の発生を早く気づくためにも、住宅用火災警報器の設置が有効であり、今年度の運営方針内にも設置率を高めるための設置指導の強化が推進されています。

そこで、管内の住宅用火災警報器の設置率の状況はどのようになっているのかお伺いします。

以上、2項目4点についてお伺いします。これで演壇からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

下北文化会館についてのご質問の1点目、下北文化会館の管理をむつ市に移管する考えはないかについてお答えいたします。

初めに、むつ市がなぜ負担金の全てを補っているのか、その経緯についてであります。下北文化会館は、当事務組合を組織する市町村住民の芸術文化の発展及び福祉の増進を図るため、圏域唯一のホール機能を持った施設として、昭和60年に建設されております。

建設に際しましては、財源として田園都市構想推進事業助成金の活用を図るため、広域行政圏をベースに事業を進める必要があり、事業費の5%を3町4村に、残る95%を当時のむつ市に負担していただいておりますが、維持管理費につきましては、竣工当初から施設が所在するむつ市が全額を負担するというのでやらせていただいております。

次に、施設の管理をむつ市に移管する考えはないのかについてであります。建設から32年が経過し、建物や設備等の経年劣化や技術進歩による機器の旧式化が多数見られ、今後大規模な改修や修繕が見込まれており、費用の負担については、これはむつ市と十分に協議をした上実施していくこととなっております。

また、今後の維持管理につきましては、現在の利用状況等を再検証した上で、施設の機能の見直しなども含め、検討していく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、下北文化会館についてのご質問の2点目、今年度策定予定の長寿命化計画についてお答えいたします。

下北文化会館の長寿命化計画の策定につきましては、建物や設備等の経年劣化などにより、屋上防水改修や舞台機構改修などの改修工事を含め、

過去5年間で約5億1,494万円を計上しており、今後も多額の費用が見込まれることから、施設の予防保全によるコストの低減及び長寿命化による予算の平準化を目的として、長寿命化目標期間を竣工から60年、長寿命化対策による延命期間を20年と設定し、業務委託しております。

業務委託につきましては、昨年12月に完了しており、長寿命化対策による延命期間20年の計画として、建物外壁及び内装壁面、天井、床面の改修や受変電設備、空調換気設備、舞台照明、音響設備等の設備機器について、早期の改修が望ましいとされております。

今後の改修工事等に当たりましては、修繕の工法や修繕箇所を考慮しつつ、最小限の費用となるようむつ市と十分協議する必要があることから、現在この成果を精査し、計画を策定しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、広域消防についてのご質問につきましては、消防長からの答弁となります。

○議長（大瀧次男） 消防長。

○消防長（高橋 聖） 広域消防についての1点目、管内消防署の中で築後40年以上を経過している施設についてのご質問にお答えいたします。

管内の消防署所施設数は、消防本部・むつ消防署合同庁舎、大畑消防署、大間消防署、大湊消防署、東通消防署、川内消防分署、脇野沢消防分署、風間浦消防分署、佐井消防分署、東通消防署北分遣所及び南分遣所の5消防署と4消防分署、2消防分遣所の合わせて11施設となっております。

これらのうち、築後40年以上を経過している施設は、築後経過年数順に、川内消防分署が築49年、大湊消防署と東通消防署南分遣所が46年、風間浦消防分署と東通消防署北分遣所が45年、脇野沢消防分署44年、大間消防署41年の7施設となっております。

また、間もなく築後40年を迎える施設について

は、該当する施設はございませんが、築後年数の長い施設といたしましては、消防本部・むつ消防署合同庁舎が築後19年となっております。

次に、広域消防についてのご質問の2点目、住宅用火災警報器の設置率についてであります。住宅用火災警報器設置状況の調査につきましては、設置率調査と条例適合率調査の2種類がございます。

設置率調査とは、住宅部分の1カ所以上に設置している世帯の全世帯に占める割合を調査するものであります。

条例適合率調査とは、火災予防条例により、設置が義務づけられている住宅の部分全てに設置している世帯の全世帯に占める割合を調査するもので、具体的には全ての寝室、2階に寝室がある場合には階段の2階部分へも設置することとなっております。

平成29年における設置率及び条例適合率についてであります。全国の設置率は81.7%、条例適合率は66.4%、下北管内の設置率は72.6%、条例適合率は46.9%となっており、この数値は下北管内各市町村の世帯数を合わせて113世帯を無作為に抽出して調査したものとなっております。

なお、管内各署所においては、平成28年12月現在まで1万4,000世帯ほどを調査しており、その調査結果によりますと、むつ市の設置率は76.6%、条例適合率は49.9%、大間町の設置率は93.8%、条例適合率は93.1%、東通村の設置率は82.1%、条例適合率は53.6%、風間浦村の設置率は96.0%、条例適合率は44%、佐井村の設置率は95.6%、条例適合率は28.5%となっております。

次に、平成28年における下北消防本部管内の一般住宅火災発生件数と火災による65歳以上の高齢者の死者数についてであります。火災件数は22件で、そのうち一般住宅火災は6件発生しておりますが、死者はございませんでした。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番原田敏匡議員。

○1 番（原田敏匡） 2 項目に対して丁寧なご答弁、ありがとうございます。

それでは、要望も含めて再質問させていただきます。

まず、1 項目めの下北文化会館について1 点再質問します。長寿命化計画の部分だけ1 点再質問いたします。

改修の優先度や財政面など、まだ策定中のこととは思いますが、その策定するものに関しては、むつ市の意見等も反映しての計画策定となるのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、長寿命化計画ですけれども、今年度中にはもう策定する予定となっております。これ長寿命化計画は長寿命化計画として、これからこの後20年さらに文化会館使っていくという計画になっていますが、それをどのような形で実施していくかということは、毎年度の予算の中でむつ市と協議をして決めていくこととなります。

ちなみに、今回これが大まかにもうでき上がっていますので、これに基づいて今回むつ市の査定を受けたということもあるのですが、むつ市長の査定が大変厳しくて、一部大幅にカットされたという事案もあるようですので、毎年度しっかり予算査定の中でチェックをしながら、長寿命化計画を実施していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1 番原田敏匡議員。

○1 番（原田敏匡） わかりました。ありがとうございます。

平成30年度の運営方針の冒頭にもありますが、これから将来迎えるであろう少子高齢化、そして

人口減少社会を見据えると、行政区域が変わることはございませんが、財政等の行政規模は縮小していくことが想定されるのではないのでしょうか。このことは、各市町村だけではなくて、広域行政事務組合や、また一部事務組合にも波及していくことと考えます。

ちょっと暴論になるかもしれませんが、そういった状況が加速しますと、下行、下医の統合というか、その辺ももしかしたら将来考えなければならない一つの事案になるのではないかと思います。そのためにもというわけではございませんが、住民サービスに影響がなくて、実質的共同処理を必要としない事業に関しては各町村に任せて、ある程度スリム化を図っていく必要があるのではないかと考えますので、ぜひその辺もあわせて、今回質問いたしましたむつ市への移管を選択肢の一つとして前向きに検討していただければと思います。

続いて、2 項目め、広域消防について再質問いたします。政府の地震調査研究推進本部が今年の12月18日に北海道沖の千島海溝沿いで今後30年以内にマグニチュード8.8以上の超巨大地震が発生する確率が7%から最大で40%という見解が発表されました。やはり気になるのが重要な防災拠点の一つでもあります消防署の老朽化でございます。そこで、管内の消防署は全て耐震基準を満たしているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 消防長。

○消防長（高橋 聖） ご質問にお答えいたします。

建築基準法に基づく現行の耐震基準は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して適用されておりますことから、それ以前の旧耐震基準で建設し、築後40年以上を経過している7施設につきましては、現行の耐震基準を満たしていないと思われま。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 1 番原田敏匡議員。

○1 番（原田敏匡） そうすると、その7施設に関しては、今後例えば大規模改修とか、施設更新の計画はあるのか、もしあるようでしたら伺います。

○議長（大瀧次男） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、改修については多額の費用がかかるということで、これは財源の議論が前提になりますので、そうしたことを確保した上でこれから進めていくということだと思っています。

ただ、ともかくむつ市内については、今大湊消防署を建設しているところでありますので、これを契機に西通り地区の再編、それからそれにあわせて消防の全体の体制を消防団も含めて見直すということで今再編計画を策定中でありますので、こうしたものを見据えながら、今後この7施設、あるいは老朽化施設については圏域全体で議論していきたいと、このように考えております。

○議長（大瀧次男） 1 番原田敏匡議員。

○1 番（原田敏匡） まさに今管理者がおっしゃったように、大規模改修、施設更新となりますと、負担する自治体の財政状況との兼ね合いにもなってきますので、了解しました。

大規模災害時において消防機能が維持され、防災拠点として機能を最大限発揮できるよう、今後も引き続き継続して体制の充実と強化を図っていただき、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを目指していただきたいと思います。

次に、住宅用火災警報器の設置率について1点質問いたします。消防法によって住宅用火災警報器の設置が義務づけられてから約10年が経過しております。電池切れや本体の劣化により正常に動作しないことが懸念されておりますが、この質問を書いたときは、まだ運営方針を見ていなかったものであれすけれども、運営方針の中にも今回の

せていますけれども、確認も込めて、そういった維持管理の重要性について、現在どのような普及活動が行われているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 消防長。

○消防長（高橋 聖） ご質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置、維持管理の普及啓発活動につきましては、春、秋の火災予防運動期間中に各消防署管内ごとに地区を定めて職員が戸別訪問し、警報器の設置状況の確認調査を実施しておりますが、これにあわせ、警報器に関するパンフレットを活用した普及啓発を行っております。

また、消防フェスタを初め各署所での行事や、むつ商工会議所主催の産業まつり等においては、専用のブースを設置し、来場者に対し、警報器の設置を呼びかけているほか、地区集会所の査察や地区住民の消火訓練指導などの機会も活用しております。

このほか消防本部のホームページや各市町村の広報紙に警報器に関する記事を掲載するなど、さまざまな機会を活用して普及啓発活動に取り組んできましたが、全国及び青森県の設置率及び条例適合率より低い数値となっておりますので、今後は全国の普及啓発活動事例を参考に、もう一工夫した活動を展開し、警報器の設置率及び条例適合率の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 1 番原田敏匡議員。

○1 番（原田敏匡） 設置率が先ほどの地区別の報告によりますと、設置率が90%台であるにもかかわらず条例適合率が20%の町村もありましたので、ぜひその辺を維持管理の重要性をあわせて、今年度運営方針に従って普及活動を行っていただければと思います。

これで再質問は終わりますが、最後に今年度をもって退職される下山事務局長、そして職員の皆様、また山本むつ消防署長初め消防職員の皆様、

これまで長きにわたり変化に富んだ時代を支えて  
いただけてまことにありがとうございました。労  
苦に対し、心から敬意を表するとともに、これか  
ら地域発展のためにご尽力していただき、これ  
からの人生が充実したものであるようご活躍とご  
健勝を心からご祈念し、下北地域広域行政事務組  
合議会第108回定例会での一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質問を  
終わります。

### ◎日程第7 議案審議（質疑、討論、 採決）

○議長（大瀧次男） 次は、日程第7 議案審議を  
行います。

#### ◇議案第1号

○議長（大瀧次男） まず、議案第1号 下北地域  
広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例  
の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第1号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第2号

○議長（大瀧次男） 次に、議案第2号 下北地域  
広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第2号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第3号 下北地域  
広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正す  
る条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま  
せんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり  
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ  
て、議案第3号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次に、議案第4号 財産の取  
得についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで  
質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第5号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第5号 平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

#### ◇議案第6号

○議長(大瀧次男) 次に、議案第6号 平成30年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第1号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、平成30年1月3日にむつ市大畑町で発生した公用自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◎日程第8 議員派遣について

○議長(大瀧次男) 次は、日程第8 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び当組合議会規則第155条の規定により、一般廃棄物処理施設として新設したふじみ野市・三芳町環境センターと、木くず等から木製チップを再生製造している千葉リサイクルセンターの2施設を行政視察するためのものであります。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、お手元の配付資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告



○議長（大瀧次男）　これで本定例会に付議された  
事件は、全て議了いたしました。

　以上で下北地域広域行政事務組合議会第108回  
定例会を閉会いたします。

　閉会　午前10時48分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 大 瀧 次 男

下北地域広域行政事務組合議会議員 千 代 谷 誠

下北地域広域行政事務組合議会議員 澤 谷 松 大

下北地域広域行政事務組合議会第108回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	3月19日	月	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 広域行政報告 第4 平成30年度運営方針 第5 議案一括上程、提案理由の説明 第6 一般質問 第7 議案審議（質疑、討論、採決） 第8 議員派遣について 閉 会

## 議事経過一覧表

### 下北地域広域行政事務組合議会（第108回定例会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第 1号	下北地域広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3月19日	原案可決
議案第 2号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月19日	原案可決
議案第 3号	下北地域広域行政事務組合手数料徴収条例の一部を改正する条例	3月19日	原案可決
議案第 4号	財産の取得について	3月19日	原案可決
議案第 5号	平成29年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	3月19日	原案可決
議案第 6号	平成30年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	3月19日	原案可決
報告第 1号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	3月19日	報告

下北地域広域行政事務組合議会第108回定例会一般質問通告書

質問者	質問事項	質問の要旨	答弁を求める者
1番 原田敏匡議員	1. 下北文化会館について	(1) 下北文化会館の管理をむつ市に移管する考えはないか。 (2) 今年度策定予定の「長寿命化計画」について	管理者
	2. 広域消防について	(1) 管内消防署の中で築後40年以上経過している施設について (2) 住宅用火災警報器の設置率について	管理者